

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年8月29日から同年9月27日までの間、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、6件の御意見を頂きました。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第91号）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第18号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年8月29日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 6件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	4件
電子メール	0件
郵送	2件

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」関係

(1) 風俗営業の申請者が法人である場合の添付書類に株主名簿の写しを追加することについて

標記の件については、

○ 小規模な株主については省略できるようにすべき。

といった御意見がありました。

本改正案は、申請者が株式会社である場合に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第4条第1項第7号イ及び同項第13号に規定する人的欠格事由の該当の有無を議決権の面から確認する書類として、株主名簿を提出しなければならないこととしたものです。

法人が申請者の事業活動への支配的な影響力を有する者に当たるか否かについては、所有する議決権の割合のみで決定するのではなく、人事や取引といった議決権以外の要素と合わせて総合的に判断されることとなります。所有する議決権が過半数に達しない株主であっても、議決権の所有状況に加えて、議決権以外の要素も考慮することで、申請者の事業活動への支配的な影響力を有する者に当たると判断される場合も考えられることから、原案のとおり定めることといたします。

(2) 風俗営業の申請者が法人の風俗営業者である場合の添付書類について

標記の件については、

○ 既に提出済みの資料を再提出させることは、事業者の負担を増大させる。

事業者負担を最小化すべき。

といった御意見がありました。

法人の風俗営業者が新たに風俗営業の許可を申請する場合、当該申請者と密接な関係を有する法人は、当該申請者が現に営んでいる風俗営業の許可申請時と異なっている場合もあり得ます。そのため、本改正案においては、密接な関係を有する法人の有無を確認するための書類については再度提出しなければならないこととしたものであり、原案のとおり定めることといたします。

(3) その他

上記のほか、

○ 許可申請書の添付書類を増やして許可申請の要件を厳しくすると、無許

可で風俗営業を行う者が増えるのではないか。取締りを強化してほしい。といった御意見がありました。

警察では、無許可営業をはじめ風俗営業を営む者の法令違反行為を認知した場合には、各種法令の適用による厳正な取締りを行ってきたところ、引き続き、このような取組を推進してまいります。

また、

○ 許可申請時に提出させた氏名や住所等について、許可審査以外に利用しないことなどを明文化すべき。

といった御意見がありました。

許可申請時に提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき管理しているところ、引き続き適正な個人情報の取扱いに努めてまいります。

## 2 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」関係

許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人に係る規定を追加したことについては、

○ 「密接な関係者」の定義が曖昧であるから、ガイドラインを策定し、明確かつ限定的な定義を行うべき。

といった御意見がありました。

本改正案の公布後、施行までの間に、都道府県警察に対する通達等において、本改正により追加された規定の運用等について明確に周知することを予定しております。

## 3 その他

本改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

○ 悪質ホスト対策のための更に踏み込んだ法律案が必要である。

といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。